

審議会等の設置及び運営に関する指針（抄）

制 定 平成13年3月14日 市長 決 裁
最近改正 平成24年3月29日 総務局長決裁

第5 委員の選任

審議会等の委員の選任に当たっては、審議等の目的に照らして、当該審議会等が実質的かつ効果的に機能するよう、次の事項に十分留意するものとする。

- (1) 専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整等当該審議等の目的が的確に達成されるよう、各界各層及び幅広い年齢層の中からふさわしい人材を選任すること
- (2) 審議会等の委員への女性の登用については、「大阪市男女共同参画プラン」の定めるところによること
- (3) 特に必要がある場合を除き、他の審議会等の委員の職を3以上兼ねる者を委員に選任しないこと
- (4) 同一人を継続して委員に選任する場合は、特に必要がある場合を除き、在任期間が引き続き4年を超えない、又は引き続き再任1回までとすること
- (5) 特に必要がある場合を除き、70歳を超えるものを委員に選任しないこと
- (6) 本市職員は、特に必要がある場合を除き、委員に選任しないこと
- (7) 第6に定めるところにより、市民から委員を選任する場合は、公募によることを基本とし、適正な委員を公正に選任するよう十分配慮すること

第7 会議の公開

1 会議の公開基準

審議会等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

- (1) 会議において次のいずれかに該当する情報を取り扱う場合
 - ア. 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の情報により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - (イ) 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされること
が予定されている情報
 - (イ) 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要で

あると認められる情報

- (ウ) 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第1号ハに規定する公務員等並びに大阪市住宅供給公社、大阪府道路公社及び大阪市土地開発公社（以下「住宅供給公社等」という。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分
- イ. 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ウ. 市長その他の執行機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- エ. 公にすることにより、本市の機関等並びに国及び他の地方公共団体の内部若しくは相互間における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められる情報
- オ. 市長その他の執行機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - (ア) 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - (イ) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - (ウ) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - (エ) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - (オ) 本市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害す

るおそれ

- カ. 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報
 - キ. アからカまでに掲げるもののほか、法令又は条例の規定の定めるところにより、公開しないこととされ若しくは公にすることができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等により公にすることができないと認められる情報
- (2) 会議において、行政処分の妥当性に関して審議等を行う場合
 - (3) 会議を公開することにより、円滑な議事運営が著しく阻害され、審議等の目的が達成できないと認められる場合

2 公開の方法

審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、次のとおり当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。ただし、傍聴による会議の公開が認められない場合は、会議録又は議事の要旨を明らかにする書面（以下「会議録等」という。）を作成し、これを公開することによって行うものとする。

- (1) 審議会等において、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、1 (1)アからキまでのいずれかに該当する情報が記録されているもの等については、この限りでない
- (3) 会議を円滑に運営するため、審議会等において、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (4) 傍聴者は傍聴の遵守事項を守り、当該会議の議事進行を行う者の指示に従って、静穏に傍聴するものとする。
- (5) 会議に関する報道機関の取材に対して配慮するものとする。

3 公開・非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開については、この指針に基づき、当該審議会等において決定するものとする。
- (2) 会議の非公開の決定をした場合は、その理由を明らかにするものとする。

4 会議開催の周知

- (1) 公開する会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の1週間前までに、開催日時、場所、議題その他必要な事項を大阪市ホームページに掲載し、かつ、市役所又はその他の市関係公署の掲示場に掲示するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (2) (1)に定めるもののほか、必要に応じて、報道機関への情報提供などの方法により、公開する会議について、開催日時、場所、議題その他必要な事項の周知に努めるものとする。

5 情報の提供

- (1) 会議の公開の決定をした審議会等において、個々の発言内容の要旨、発言者氏名まで記録された会議録及び答申、報告その他の審議等の結果を記載した書面を速やかに所定の場所において市民等の閲覧に供するものとする。
- (2) (1)に定めるもののほか、審議会等の活動状況について、情報の提供に努めるものとする。